

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名		都市建設部 都市建設政策課
許 認 可 等 名		栈橋（係留・使用）変更許可
根 拠 法 令		徳島市栈橋の設置及び管理に関する条例
根 拠 条 項		第 6 条
連 絡 先		（電話 6 2 1 － 5 4 9 3）
審 査 基 準	基 準	条例第 6 条に基づく栈橋係留許可及び栈橋使用許可の変更の基準は 栈橋係留許可審査基準、栈橋使用許可審査基準にそれぞれ準ずる。
	参 考 事 項	徳島市栈橋の設置及び管理に関する条例施行規則
	設定等年月日	平成 3 0 年 4 月 2 0 日設定（令和 8 年 6 月 3 0 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 （設定しない ものについて はその理由）	総日数 1 0 日（休日を除く）
	設定等年月日	平成 3 0 年 4 月 2 0 日設定（平成 年 月 日最終変更）